

改正

平成一五年三月一九日条例第二六号

平成一五年七月一〇日条例第三七号

平成一七年三月二三日条例第三〇号

平成一七年三月二三日条例第三一号

平成一七年一二月一五日条例第八九号

平成二六年三月二〇日条例第九号

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例をここに公布する。

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第四条第一項及び第二十七条の規定に基づき、砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止行為等)

第二条 何人も、砂防指定地（法第二条の規定により国土交通大臣の指定した土地をいう。以下同じ。）内において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 砂防設備を損傷すること。

二 砂防指定地内の河川、水路等に土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること。

2 何人も前項に掲げる行為のほか、砂防指定地内において知事が指定した区域においては、土石又は砂れきを採取してはならない。ただし、知事があらかじめ協議を受け、学術研究等公益上特に必要と認めて同意したときは、この限りでない。

(制限行為)

第三条 砂防指定地内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、耕うん及び知事が砂防上影響が少ないと認めて指定した行為については、この限りでない。

一 砂防設備を使用すること。

二 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

三 竹木を伐採（樹根の採取を含む。）し、又は滑下若しくは地引きにより運搬すること。

四 土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること（前条第一項第二号に該当するものを除く。）。

五 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。

六 土石若しくは砂れきを採取（前条第二項の規定により知事が指定した区域に係るものを除く。）し、又は鉱物を採掘すること。

2 知事は、前項の許可（以下「許可」という。）に砂防指定地の管理上必要な条件を付することができる。

(国等の特例)

第四条 国若しくは地方公共団体又は知事が指定する法人は、前条第一項各号に掲げる行為をしようとするときは、許可に代えて、あらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県は、別に定める保全施設事業を行うときは、あらかじめ当該事業の実施を知事に届け出れば足りる。

(許可書の交付)

第五条 知事は、許可（第八条第一項の許可を含む。）をしたときは、当該許可を受けた者に許可書を交付する。

(許可の期間)

第六条 許可の期間は、第三条第一項第一号及び第二号に掲げる行為にあつては五年以内、同項第三号から第五号までに掲げる行為にあつては一年以内、同項第六号に掲げる行為にあつては二年以内とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第四条第一項の同意を得た者について準用する。

(許可の更新)

第七条 許可を受けた者が、当該許可（以下この条において「従前の許可」という。）の期間の満了後引き続き従前の許可に係る行為をしようとするときは、許可の更新を受けなければならない。

2 前項の許可の更新の申請が従前の許可の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日の三十日前までになされた場合において、許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がなされたときは、当該許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

4 前三項の規定は、第四条第一項の同意を得た者について準用する。

(許可事項の変更)

第八条 許可を受けた者は、当該許可を受けて行う行為の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、第四条第一項の同意を得た者について準用する。

(届出及び検査)

第九条 許可を受けた者（前条第一項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為が終了したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条に規定する届出義務者又は法人の清算人は、第十二条第三項の規定による届出があつた場合を除くほか、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(標識及び標ぐいの設置)

第十条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該許可に係る区域の見やすい位置に砂防指定地内行為許可標識を、当該許可に係る区域の屈曲点に標ぐいを設置しなければならない。

(許可書の携帯)

第十一条 許可を受けた者は、砂防指定地内において当該許可に係る行為をするときは、許可書を携帯しなければならない。

2 許可を受けた者は、砂防指定地内において当該許可に係る行為をしている場合において、砂防指定地の監督に従事する者から許可書の提示その他許可を受けている旨の証明を求められたときは、これに応じなければならない。

(地位の承継)

第十二条 許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る行為の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上である場合において、その全員の同意により当該行為を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第三条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の許可を受けた者から当該許可に係る工作物、土地又は竹木を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物又は土地を使用する権利を取得した者についても、当該工作物又は土地の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(地位の譲渡)

第十三条 許可を受けた者は、第三条第一項第一号又は第六号の許可に係る地位を譲渡しようとするときは、当該許可に係る地位を譲り受けようとする者とともに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可に基づく地位を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく

地位を承継する。

(知事の監督処分)

第十四条 知事は、許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物その他の施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは土地を原状に回復することを命ずることができる。

一 この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反し、又は許可に付した条件に違反したとき。

二 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、許可を受けた者又は第四条第一項若しくは第八条第二項の規定により同意を得た者（以下「同意を得た者」という。）に対して、前項の規定による処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 砂防工事を施工するためにやむを得ない必要が生じたとき。

二 砂防指定地又は砂防設備の管理に著しい支障が生ずるに至ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 知事は、許可を受けずに第三条第一項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者に対して、次に掲げる措置を命ずることができる。

一 工事その他の行為の中止

二 工作物その他の施設の移転又は除却

三 砂防設備に対する保全

四 砂防指定地又は砂防設備の原状回復

(許可の失効)

第十五条 次の各号の一に該当するときは、許可は、その効力を失う。

一 許可を受けた者が死亡し、又は解散した場合において、第十二条第三項の規定による届出がなされなかったとき。

二 第九条第三項の規定による届出がなされたとき。

三 許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。

(原状回復)

第十六条 許可を受けた者又は同意を得た者は、許可若しくは同意の期間が満了したとき又は許可若しくは同意が効力を失ったときは、直ちにその土地又は砂防設備を原状に回復し、かつ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、許可を受けた者又は同意を得た者の申請に基づき、知事が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による原状の回復が不十分と認めたときは、許可を受けた者又は同意を得た者に対して、必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、第一項ただし書の規定により原状回復をする必要がないと認めたときは、許可を受けた者又は同意を得た者に対して、原状回復に代えて必要な措置を命ずることができる。

(新たに砂防指定地となった場合の取扱い)

第十七条 法第二条の規定による砂防指定地の指定がなされた場合において、現に第三条第一項各号に掲げる行為を行っている者は、当該指定の日から起算して一年以内に当該行為が終了する場合に限り、許可があったものとみなす。この場合において、当該行為を行っている者は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(土地への立入り)

第十八条 知事又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、法第二十三条第一項の規定により土地に立ち入るときは、身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(占用料等の徴収)

第十九条 県は、砂防設備において許可に係る行為を行う者から、別表第一に掲げる砂防設備占用料又は別表第二に掲げる砂防産物採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の砂防設備において許可に係る行為を行う者からは、占用料等を徴収しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、許可の期間が一月に満たない場合の砂防設備占用料の額は、別

表第一により算定した額に一・〇八を乗じて得た額とする。

(占用料等の徴収方法)

第二十条 前条の規定により占用料等を納めるべき者は、毎年度当該占用料等を納めなければならない。ただし、当該許可を得た年度に納めるべき占用料等は、砂防設備を使用し、又は砂防設備から土石若しくは砂れきを採取する前に納めなければならない。

2 知事は、第八条第一項の知事の許可又は第十四条第二項の規定による処分により、占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、当該占用料の額を変更する。

3 前項の場合において、変更後の事項に基づき算定した占用料等の額（以下「変更後の額」という。）が既に納入された占用料等の額（以下「納入額」という。）を超えるときは当該超える額を新たに徴収するものとし、変更後の額が納入額に満たないときは納入額から変更後の額を減じて得た額を返還する。

(占用料等の減免)

第二十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮(こ)又は二万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反した者

二 第三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為を行った者

三 第十四条の規定による処分に違反した者

四 第十六条第一項の規定による原状回復をしなかった者又は同条第二項若しくは第三項の規定による処分に違反した者

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事の許可を受け、又は同意を得て第三条第一項各号に掲げる行為を行っている者は、この条例の相当規定により知事の許可を受け、又は同意を得たものとみなす。

3 この条例の施行の際現に知事に対してなされている許可の申請その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定により知事に対してなされた手続とみなす。

(市町村の合併に伴う砂防設備占用料の額の特例)

4 市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により市となった区域内にある砂防設備に係る砂防設備占用料の額については、第十九条第一項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(岐阜県国土交通省所管公共用財産の使用及び収益に関する条例の一部改正)

5 岐阜県国土交通省所管公共用財産の使用及び収益に関する条例（平成十二年岐阜県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「又は岐阜県普通河川等取締条例（昭和三十一年岐阜県条例第三十九号）」を「、岐阜県普通河川等取締条例（昭和三十一年岐阜県条例第三十九号）又は岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例（平成十四年岐阜県条例第五十七号）」に改める。

附 則（平成十五年三月十九日条例第二十六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月十日条例第三十七号）

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十七年三月二十三日条例第三十号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十三日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十七年十二月十五日条例第八十九号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表第一 (第十九条関係)

種別	単位	砂防設備占用料の額 (年額)	
		市	町村
一 橋りょうのうち主として住居の用に供するもの	一平方メートルにつき	二三〇円	一七〇円
二 橋りょうのうち主として営業の用に供するもの	一平方メートルにつき	四六〇円	三三〇円
三 温泉敷地	一平方メートルにつき	二三〇円	一七〇円
四 電柱	一本につき	四六〇円	三三〇円
五 鉄塔	一平方メートルにつき	四六〇円	三三〇円
六 管類埋設物	一平方メートル又は一〇メートルにつき	一二〇円	九〇円
七 えん堤又は水路	一平方メートルにつき	二三〇円	一七〇円
八 軌条	一平方メートルにつき	四六〇円	三三〇円
九 漁業用工作物	一平方メートルにつき	二三〇円	一七〇円
十 横過工作物	一〇メートルにつき	一二〇円	九〇円
十一 一の項から十の項までに掲げるもの以外のもの	知事が定める額		

備考

一 砂防設備占用料を算定する場合に計算単位に端数を生じたときは、一平方メートル未満は一平方メートルに、十メートル未満は十メートルに切り上げる。

二 期間が一年未満のときは、月割計算を行う。ただし、一月未満のときは、一月とする。

三 種別ごとに一件の砂防設備占用料の額が百円未満のときは、百円とする。

別表第二 (第十九条関係)

種別	単位	砂防産出物採取料の額
一 砂利	一立方メートルにつき	二一六円
二 土砂	一立方メートルにつき	二一六円
三 れき(栗石)(径五センチメートル以上一五センチメートル未満のもの)	一立方メートルにつき	二一六円
四 玉石(径一五センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの)	一〇〇キログラムにつき	一七二円
五 転石(岩石を含む。径三〇センチメートル以上のもの)	一〇〇キログラムにつき	一七二円
六 一の項から五の項までに掲げるもの以外のもの	知事が定める額	

備考

一 砂防産出物採取料を算定する場合に計算単位に端数を生じたときは、一立方メートル未満は一立方メートルに、百キログラム未満は百キログラムに切り上げる。

二 種類ごとに一件の砂防産出物採取料の額が百円未満のときは、百円とする。